

特別対策における資格証明書の交付基準について

【特別対策】

資格証明書の運用に当たっては、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成20年6月12日政府・与党）において、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。」とされ、この「相当な収入」についても、広域連合ごとに、統一的な運用基準を設け、適切に運用することが求められています。

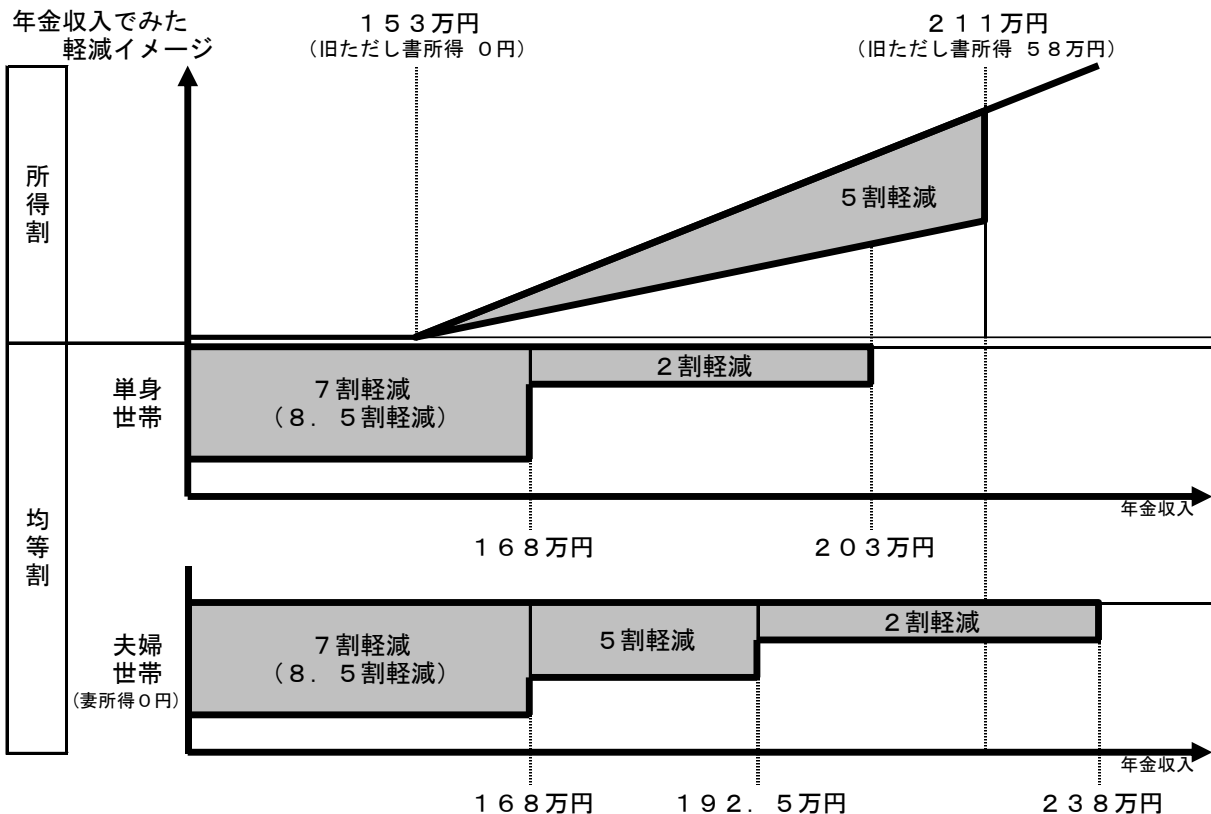
【相当な収入に係る統一的な運用基準について】

今回の特別対策は、所得の低い方への更なる負担軽減を図ることが目的であり、資格証明書についても低所得者へ配慮した運用例（均等割軽減世帯に属する者には交付しない）が示されています。

北海道においては、一定以下の所得の方に対して保険料を軽減しているという趣旨から、「均等割軽減世帯に属する者」と「所得割軽減の適用を受ける者」を「相当な収入」以下とし、そのうち意図的に保険料を納付しない者など特に悪質な者を除き、資格証明書の交付措置の対象外としたいと考えます。

当該基準については、今後市町村へ提示し、意見を踏まえながら決定していく予定です。

（北海道では被保険者数の約半数（約31万5千人：50.6%）が、原則として交付措置対象外となる。）



## 【現行の交付基準】

現在、滞納者対策の一環として交付される、「短期被保険者証」及び「資格証明書」については、「北海道後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る措置の実施要綱」（平成20年4月1日施行）により、交付基準等を定めています。

	短期被保険者証	資格証明書
交付基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納期限から3か月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない滞納者のうち、</li> <li>① 納付相談又は納付指導に一向に応じようとならない者</li> <li>② 所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者</li> <li>③ 取り決めた保険料の納付方法に誠意をもって履行しようとならない者</li> <li>④ 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れ、又は免れようとする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納期限から1年間を経過するまでの間に当該保険料を納付しない滞納者のうち、</li> <li>① 納付相談又は納付指導に一向に応じようとならない者</li> <li>② 所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者</li> <li>③ 取り決めた保険料の納付方法に誠意をもって履行しようとならない者</li> <li>④ 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れ、又は免れようとする者</li> </ul>
有効期限	6か月を超えない期間	通常の被保険者証の例による
交付解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 滞納している保険料が完納されたとき</li> <li>② 滞納している保険料の額が著しく減少し、完納が見込まれるとき</li> <li>③ 納付相談及び納付指導による納付計画が誠意をもって履行され、完納が見込まれるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 滞納している保険料が完納されたとき</li> <li>② 滞納している保険料の額が著しく減少し、今後納付計画に従って納付が履行されると見込まれるとき</li> <li>③ 施行令第4条に規定する特別の事情があるとき</li> <li>④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者となったとき</li> <li>⑤ 市町村医療費助成制度による医療助成又は北海道単独の公費負担制度による医療助成を受けることができる者となったとき</li> <li>⑥ 広域連合長が特に必要と認めるとき</li> </ul>
適用除外		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者</li> <li>② 市町村医療費助成制度による医療助成又は北海道単独の公費負担制度を受けることができる者</li> <li>③ 広域連合長が特に必要と認める者</li> </ul>